

神戸市公告

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

件名及び数量	神戸市施設型給付費・補助金等申請支援システム構築及び保守運用業務一式
調達内容	調達内容の詳細については、入札説明書等を参照のこと。
履行場所	神戸市役所ほか本市が指定する場所
履行期間	システム構築業務は、契約締結日から令和6年3月31日まで。 運用保守業務は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（債務負担行為に基づく複数年契約とする。）。

2 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館8階）

神戸市こども家庭局幼保振興課給付担当

電話連絡先：078-322-6856

電子メール：kyufu@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件です。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たしている事業者とします。

- ① 参加申請書提出時点で令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- ④ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。

(2) 再委託事業者の参加資格

単独で対象業務を行えない場合、業務の一部を再委託することを認めます。再委託を受ける事業者は、上記1の②～⑤を満たすこととします。なお、業務の全部又は大部分についての一括した再委託、再委託業務の再々委託は認めません。また、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、本入札に参加できません。

(3) 共同企業体の参加資格

単独で対象業務を行えない場合、複数の事業者の共同企業体としての参加を認めます。その場合、入札書類提出時まで共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）を構成し、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負うものとします。共同企業体の構成員は、上記1の②～⑤を満たすこととします。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書等に示します。

6 入札説明書等の交付

交付期間	令和5年4月4日（火）から令和5年4月25日（火）17時00分まで
交付場所	入札説明書等、入札に関する資料は本市ホームページよりダウンロードすること。市役所窓口での交付は行いません。
交付費用	入札説明書等は無償にて交付します。

7 入札参加申請兼資格審査申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和5年4月4日（火）から令和5年4月25日（火）17時00分まで
提出方法	原則、電子メールにより送信すること。ただし、電子メールでの提出によりがたい事情がある場合は、担当部局に事前連絡の上で持参での提出を認めます。提出方法の詳細は入札説明書等を参照のこと。
提出先	電子メール：kyufu@office.city.kobe.lg.jp

8 入札説明書等に関する質問及び回答

提出期間	令和5年4月4日（火）から令和5年4月25日（火）17時00分まで
提出方法	電子メールにより送信すること。 提出方法の詳細は入札説明書等を参照のこと。
提出先	電子メール：kyufu@office.city.kobe.lg.jp
回答方法	回答は仕様書等の追補とみなし、質問者が特定されない形にして、令和5年5月10日（水）までに全参加者に対して回答を行うとともに、神戸市ホームページに公開します。 ただし、提案書の作成に関する質問のうち、質問者の技術提案内容に係わる事項等については、質問者のみに回答する場合があります。

9 入札及び提案書提出の日時及び方法

提出期間	令和5年5月10日（水）から令和5年5月17日（水）17時00分まで
提出方法	原則、電子メールにより送信すること。ただし、電子メールでの提出によりがたい事情がある場合は、担当部局に事前連絡の上で持参での提出を認めます。提出方法の詳細は入札説明書等を参照のこと。
提出先	電子メール：kyufu@office.city.kobe.lg.jp
留意事項	本入札に係る手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び

	日本国通貨に限ります。
--	-------------

10 提案内容説明会の予定日時及び方法

提出された提案書の内容を補足するため、提案内容説明会を実施します。

日時	令和5年5月29日（月）予定
場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館）又はその付近
方法	本説明会は、非公開で実施し、本市職員及び本市より本システム導入事業のPMO業務を委託する事業者が出席します。提案内容説明会は、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、説明は、既提出の提案書に基づき行うものとし、提案書に新たな要素を追加・修正することや参加者側からの質問は認めません。詳細は、後日、参加者に連絡します。

11 開札予定日時及び方法

日時	令和5年6月2日（金）予定
場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館）又はその付近
方法	詳細は、後日、参加者に連絡します。

12 落札者決定基準及び評価方法

(1) 落札者の決定基準

提案内容及び入札金額をもとに技術点及び価格点を算出し、その合計点を総合評価点として、最も高い入札参加者を落札予定者として決定します。

(2) 評価項目と配点

技術点及び価格点の評価項目と配点は下記のとおりとします。

技術点	仕様書の実現性が高く、妥当な提案であることを評価する。 (配点内訳)	700点	
	1. 提案者の評価		20点
	2. 本業務の背景と目的の評価		40点
	3. 本業務の内容の評価		220点
	4. 提案システムの機能要件評価		300点
	5. 提案システムの非機能要件評価		90点
	6. その他の評価	30点	
価格点	本業務にかかる経費が低いことを評価する	300点	
合計点		1,000点	

(3) 評価方法

① 技術点の評価方法

ア 別紙「提案評価・採点基準」に基づき採点を行い、評価委員会の合議で技術点を決定します。

イ 技術点の合計が350点に満たない入札参加者については失格とします。

② 価格点の評価方法

ア 入札参加者が提示する入札価格について、次の計算式により価格点として算出します。

価格点 = (1 - 入札価格 / 上限金額) × 300 点 (価格点は小数点第 1 位を四捨五入します。)

イ 入札金額が年度ごとの上限金額を超過している場合、価格点は算出せず、失格とします。

(4) 落札者の決定

① 総合評価点が最も高い入札参加者を落札予定者として決定します。

② 総合評価点が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点の高い者を落札予定者とします。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い方を落札予定者とし、入札価格も同額である場合は、当該入札参加者にくじを引かせて落札予定者を決定します。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 提案書等が所定の日時を過ぎて到着したとき。

② 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

③ 入札書に記名・押印がないとき。

④ 入札参加者及びその代理人が複数の提案及び入札をしたとき。

⑤ 入札参加者の資格のない者（入札参加資格の確認後に、入札参加資格を喪失した者を含む。）が入札したとき。

⑥ 本市の提示する様式以外の入札書により入札したとき。

⑦ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第1項第2号の規定により、免除します。

14 Summary

(1) Contract Content : Subsidy application system for Daycare Center

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. April 25, 2023.

(3) Deadline for submitting bids : 5:00 P.M. May 17, 2023.

(4) A contact point where tender documents are available : Early Childhood Care Promotion Division, Child and Family Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-6856